

赤ちゃんが生まれたら

出生届

赤ちゃんが産まれたら、出生届を提出してください。

届出期間

生まれてから14日以内

届出人

父または母

届出に必要なもの

- ・出生証明書(出産した医療機関から受け取ってください)
- ・母子健康手帳

▼詳細はHPから



その他

名前に使える文字には、一定の制限があります。詳しくはお尋ねください。

届出・問合せ先

市民課戸籍住民担当(1階:窓口1番)
☎0153-23-6111(内線3174)

出産祝金の支給

対象児童

令和3年4月1日以後に出生し、出生後根室市の住民になった乳児

支給対象者

以下のいずれにも該当する方

- ・対象児童を出産した者またはその配偶者
- ・対象児童の出生した日において、根室市の住民基本台帳に記録されている者

支給額

対象児童1人につき
10万円(1回限り)

▼詳細はHPから



乳児おむつ用品購入券

対象者

根室市内に住民登録があり、令和4年4月1日以降に出生したお子さんの保護者

支給上限額

90,000円(月額7,500円×12ヶ月分)

利用できるおむつの種類

紙おむつ、布おむつ、
おむつカバー、おむつライナー、
おしりふき

▼詳細はHPから



児童手当

対象者

高校生年代までのお子さんを養育している方

申請に必要なもの

- ・申請者の金融機関口座番号が確認できるもの
- ・申請者及び配偶者のマイナンバーが確認できる書類

※申請手続きは、出生・転入してから15日以内に行う必要があり、申請が遅れると、支給額が減額となる場合があります。

支給額

- ・0～3歳未満・・・15,000円
- ・3歳～18歳を迎えた最初の3月31日まで
・・・10,000円
- ・第3子以降・・・30,000円

申請・問合せ先

こども子育て課こども子育て担当(1階:窓口6番)
☎0153-23-6111(内線2144)

子育て応援給付金

出産され育児を頑張る子育て世代に対し、
出産後の面談後に育児関連用品等の購入費
(5万円)を支給します。

対象者

- ・令和7年3月31日までに出産し、面談を受けた産婦又は養育者

申請・問合せ先

面談:こども支援課こども支援担当(1階:窓口7番)
☎0153-23-6111(内線2124)

給付金:こども支援課こども育成担当(1階:窓口7番)
☎0153-23-6111(内線2123)

こども医療費助成

医療費の保険診療に係る自己負担額を無償化します。



対象者

根室市に住民登録のある0歳から高校生まで

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・お子さんの健康保険資格確認書

※上記以外の書類が必要となる場合があります。

その他

差額ベッド代、食事療養費、診断書、1ヵ月健診など健康保険適用外の医療費、助成の対象となりません。

▼詳細はHPから



問合先

こども子育て課こども子育て担当（1階：窓口6番）
☎0153-23-6111（内線2144）

新生児聴覚検査費助成

新生児聴覚検査に要する費用の一部または全額を助成します。

北海道内の医療機関で検査を行った際は『新生児聴覚検査受診票』を医療機関へ提出してください。

※北海道外で検査を受けた場合は、『新生児聴覚検査受診票』が使用できませんので、下記書類を持参し償還払い（払戻し）の申請をしてください。また、北海道内で実費により検査を受けた際も償還払い（払戻し）ができます。

対象者

根室市内に住所を有する新生児の保護者で聴覚検査を希望する方。

対象となる検査

初回検査および初回検査において要再検と判断された場合に行う確認検査1回の計2回

助成額

医療機関で実施する新生児聴覚検査料金の一部または全額

問合先

こども支援課こども育成担当（1階：窓口7番）☎0153-23-6111（内線2123）

申請に必要なもの

- ・医療機関発行の領収書または出産育児一時金の内訳明細書（検査費用がわかるよう医療機関に依頼してください。）
- ・母子健康手帳
- ・印鑑及び金融機関口座がわかるもの

産婦健康診査費用助成

産婦健康診査に要する費用を助成します。

※北海道外で検査を受けた場合は、『産婦健康診査受診票』が使用できませんので、償還払い（払戻し）を受けてください。また、北海道内で実費により健診を受けた際も償還払い（払戻し）ができます。

1ヵ月児健康診査費用助成

1ヵ月児健康診査に要する費用を助成します。

北海道内の医療機関で健診を受けた際は、『1ヵ月児健康診査受診票』を医療機関へ提出してください。

※北海道外で検査を受けた場合は、『1ヵ月児健康診査受診票』が使用できませんので、償還払い（払戻し）を受けてください。また、北海道内で実費により健診を受けた際も償還払い（払戻し）ができます。

産後ケア事業

①乳房ケア費用助成

医療機関等で受けた乳房ケア（乳房マッサージおよび授乳相談）に対し、5回まで費用を助成します。

※市立根室病院以外で実施した場合は『根室市産後ケアクーポン券（乳房ケア）』が使用できませんので、下記書類を持参し償還払い（払戻し）の申請をしてください。また、市立根室病院で実費により実施した場合も償還払い（払い戻し）できます。

対象者

出産から12か月未満の産婦（根室市民）

申請に必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・根室市産後ケアクーポン券（乳房ケア）
- ・医療機関又は助産院等が発行した領収書等
- ・印鑑及び金融機関口座がわかるもの

※入院中の利用や医療保険診療対象となる場合は除く。

詳細はお問合せください。

②宿泊型・日帰り型助成

※利用可能施設、利用方法については、お問合せください。

▼詳細はHPから



医療費の公費負担制度

産科医療補償制度

出産をしたときに何らかの理由で重度脳性麻痺となった赤ちゃんとその家族のため、看護や介護に係る経済的負担を軽減するための制度です。なお、補償対象の範囲は、お子さんの誕生日によって異なりますので、詳しくは、病院のケースワーカーなどにお尋ねください。

▼詳細はHPから



申請先 出産した病院など

問合せ先

健康推進課健康推進担当（窓口7番）
☎0153-23-6111（内線2132）

その他の手続き

出産育児一時金

加入している健康保険から出産育児一時金が支給されます。なお、医療機関などが支給申請および受け取りを行う直接支払制度があります。

■国民健康保険の方

▼詳細はHPから

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・世帯主名義の通帳
- ・国民健康保険資格確認書又はマイナンバーが確認できる書類（母親）
- ・出産費用明細書または領収書
- ・直接支払制度利用の文書

※代理受領も可能です



申請・問合せ先

市民課保険・年金担当（1階：窓口2番）
☎0153-23-6111（内線3163）

チャイルドシート購入助成

大切な子どもを交通事故の被害から守るため、チャイルドシート（ベビーシート、ジュニアシートを含む）の購入費の一部を助成します。

対象者

※13歳未満のお子様1人につき
1回の助成です。

- ・市内に住所を有し、自らチャイルドシートを購入した方
- ・チャイルドシートの購入から6ヵ月以内である方

▼詳細はHPから



申請・問合せ先

生活環境課交通市民生活担当（1階：窓口3番）
☎0153-23-6111（内線3153）

未熟児養育医療

身体の発育が未熟のまま生まれてきた赤ちゃんで、医師が入院養育を必要と認めた場合、医療費を助成します。

給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。

▼詳細はHPから



問合せ先

こども子育て課こども子育て担当（窓口6番）
☎0153-23-6111（内線2144）

健康保険の加入

出生したら、お子さんを健康保険に加入させましょう。



■国民健康保険の方

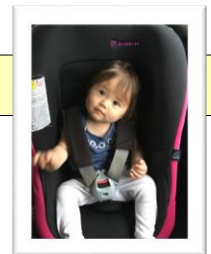
▼詳細はHPから

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・国民健康保険資格確認書又はマイナンバーが確認できる書類（親）

■社会保険などの方

勤務先、または各健康保険での手続きとなります。



申請に必要なもの

- ・チャイルドシート購入助成金交付申請書
- ・チャイルドシート購入に係る領収書（シート不可）（購入金額、購入者、購入先、購入年月日などが確認できるもの）
- ・チャイルドシートの品質保証書の写し
- ・申請者の振込口座のわかるもの

※助成金の申請者と振込口座名義人は、領収書の名義人と同一になります。